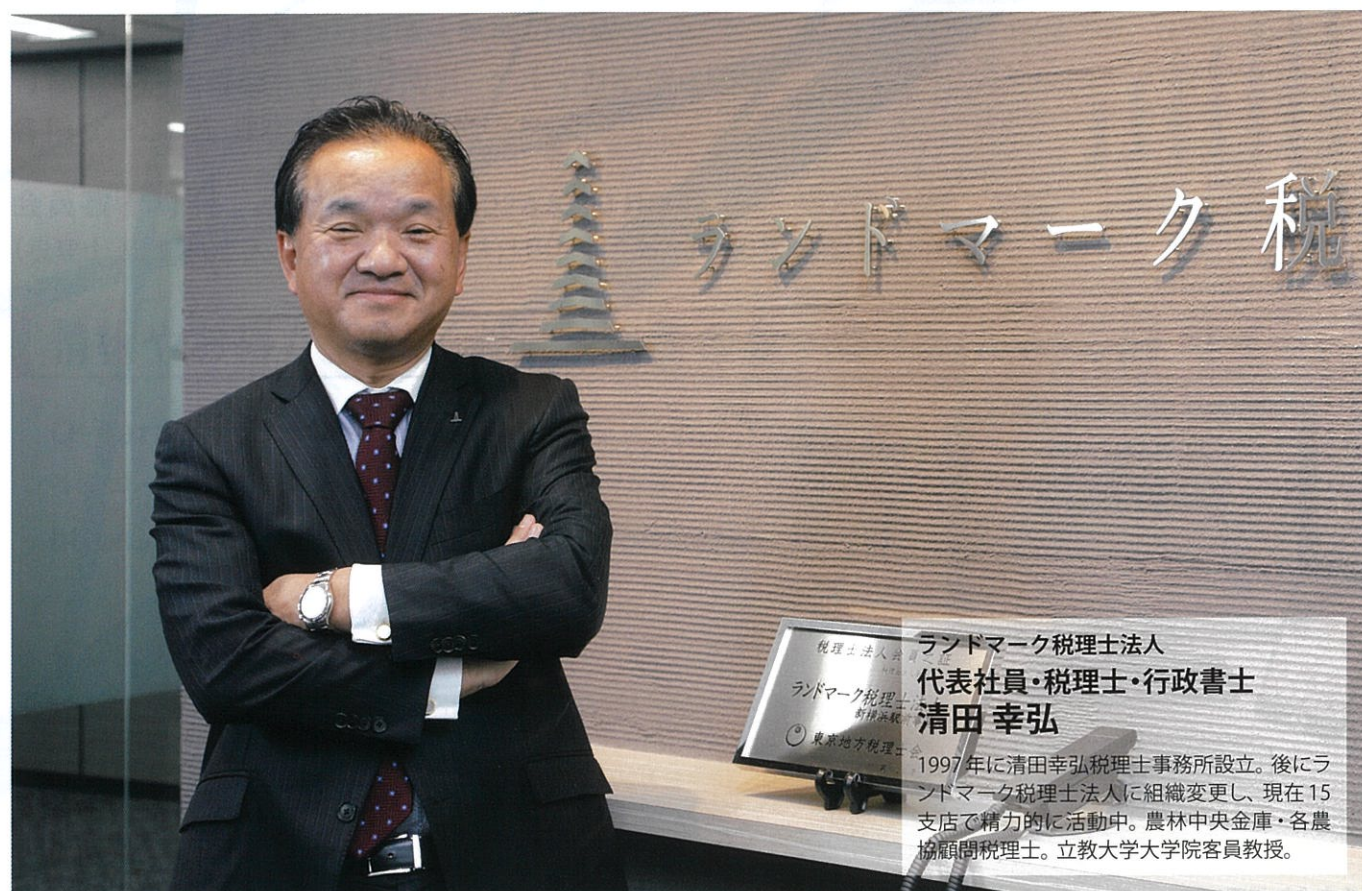




O-hara Assist

求人情報誌 2025

ランドマーク税理士法人



ランドマーク税理士法人
代表社員・税理士・行政書士
清田 幸弘

1997年に清田幸弘税理士事務所設立。後にランドマーク税理士法人に組織変更し、現在15支店で精力的に活動中。農林中央金庫・各農協顧問税理士。立教大学大学院客員教授。

相続・事業承継に強みを発揮する、 全国トップクラスの税理士法人

会計業界の現状とこれから

会計業界は今、大きな変革期に直面しています。税理士の高齢化や税理士試験受験者の減少、顧問先の廃業など、マーケットの縮小と品質競争・過当競争により会計事務所の淘汰が鮮明になってきました。売り上げを拡大している事務所と縮小している事務所の二極化が顕著というのが、近年の傾向ではないでしょうか。売上が縮小している多くの事務所は、顧問先を増やすための営業活動をせず、事務所の知名度アップのためのブランディングも行っていない。お客様からの質問の回答に1カ月ほどの時間を要した

り、相続税申告も選り好みをして「路線価が出てからでないとやらない」なんてこともあるそうです。営業やブランディングなどの売上アップのための方策は、地道に行えば結果が自ずと伴うため、大企業でさえ当然のように行っていることです。ところが、資格の上にあぐらをかき昔ながらの殿様商売をしている事務所も少なくはない、というのが会計業界の現状です。当社が営業やブランディングに力を入れているのは、社員を守るためでもあります。どのような業界でも、既存の顧客は一定の割合で離れていくものです。新規顧客を獲得し続けられなければ、社員は売上を守るために現在抱えている顧客を

繋ぎ止めようと無理をしてしまいます。そんなことをしていたら社員は疲弊し、離職やモチベーションの低下を招いてしまうでしょう。また、「会計業界は離職率が3割を超えていてすぐ辞めることが当たり前」というような話を聞きますが、それは社員教育を行う土壌がないことに起因すると考えられます。二極化が顕著になってからようやく危機感を感じている会計業界は、時代に乗り遅れているのかも知れません。これからの会計業界は、IT化が進むにつれて、記帳代行や申告書作成のための集計やデータ入力といった作業はなくなり、コンサルティングがメインになるこ

とが予見されます。相続・事業承継、企業再生、国際税務、医療分野など、税理士がコンサルティングを行えるフィールドは多岐に渡ります。当社の業務も、年々コンサルティングの比重が高まっています。お客様が求めているのは節税や資金調達に向けての戦略であり、そのご要望に応えるにはコンサルティングが重要なのです。10年後に税理士という資格がなくなると言われることもありますが、そうではありません。戦略を持つ会計事務所が生き残るのです。

特に相続税申告は、申告書作成までの過程において相続人同士での話し合いが必要であったりと感情の部分が大きいので、お客様に寄り添って対応する柔軟さが求められます。こういったコンサルティングの要素が強い税務に対応出来る税理士のニーズがますます高まって行き、コミュニケーション能力がない税理士の居場所はなくなっていくことでしょう。これからの会計業界は、「営業力による二極化」からさらに「戦略による多極化」の時代になっていくのではないのでしょうか。

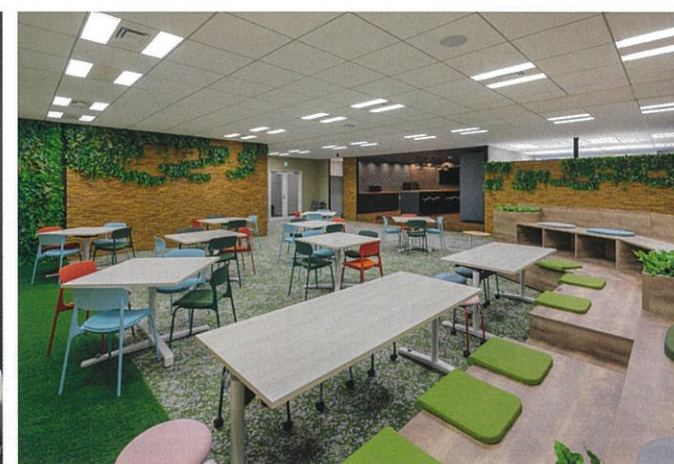
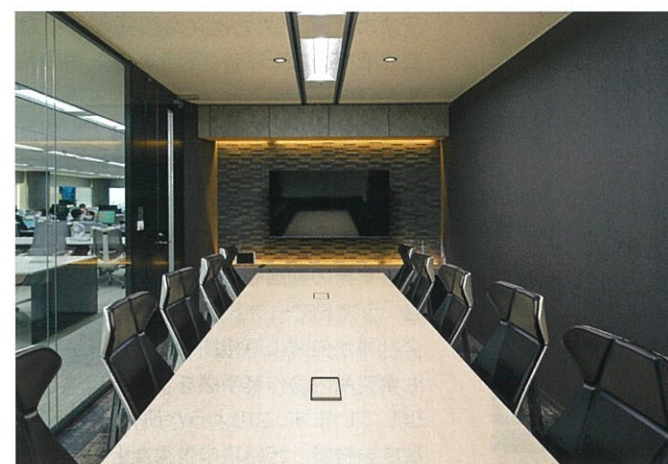
相続・事業承継なら ランドマーク税理士法人と 言われるまで

代表の清田は、横浜市の農家の長男として生まれました。横浜農協（旧横浜北農協）に9年間勤務し、金融・経営相談業務を行っていま



したが、高い相続税や経営の悩みを自身も切実に感じていたことが、税理士としてスタートするきっかけです。資産税専門の会計事務所勤務の後、「どうしたら地主の悩みを解決できるか」と決意して、平成9年に清田幸弘税理士事務所を設立。その後、ランドマークタワーに空きが出たことをきっかけに本店を移転し、ランドマーク税理士法人に組織変更しました。現在では、相続関連の相談件数は累計26,000件超、申告数は累計9,000件超となり、全国でもトップクラスの実績を誇ります。令和5年は1,116件の相続税申告のうち、税務調査は1%以下でした。この少なさ

が確かな申告品質を物語っています。また、平成27年に相続税の基礎控除が引き下がったことによって、資産家だけではなく首都圏に住むサラリーマンや一般家庭にも税負担が広がったことを受け、相続に関する悩みを気軽に相談していただける「丸の内相続プラザ」を開設。税理士に相談するのは敷居が高いと思われるかもしれませんが、相続問題でお困りの多くの方にご利用いただいています。一方、急増する相続業務に対応できる、高度な知識を持つ人材や専門家の必要性が高まっていることを受け、相続実務のプロフェッショナルを育成するための「丸の内相続大学校」を主催し、今年で22期を迎えます。また、相続業務に関



Corporate Data

ランドマーク税理士法人
創立 平成9年
代表社員 税理士 清田 幸弘

所在地 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三菱ビル9階
Tel 03-6269-9996
URL <https://www.landmark-tax.com/>

か
で
こ
し
な
い
実
現
で
き
な
い

学
び
と
成
長
が
あ
る



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

合言葉は 「社員全員を税理士に」

未経験からチャレンジを可能にする教育制度 >>>

150時間を超える研修

実務経験のない方には150時間以上の研修を用意。マナーやマーケティング研修などの汎用研修をはじめ、法人税や相続税などの申告書作成の工程を細かく分けた動画を用いて研修を実施。実務に直結する専門スキルを養います。

テレビ会議システムによる朝礼

毎朝30分間、テレビ会議システムを活用して全拠点一斉に朝礼を行っています。専門家によって見解が割れやすい土地の評価方法についての討論や、決定事項の通達や進捗の確認などを全スタッフが共有する貴重な時間です。

最新のITツールを導入

外回りをメインとするスタッフにiPadを支給して業務の効率化を推進。また、WEBアプリを使用した「税理士の部屋」というグループチャットを活用して進捗の共有や、お客様からの質問や相談に対する回答準備を行っています。

丸の内相続大学校への参加

相続支援を行うプロの人材を育成する目的で一流の実務家を養成する機関「丸の内相続大学校」を運営。この講義に社員は無料で参加でき、第一線で活躍する専門家からノウハウを学ぶことができます。

トップクラスの相続税申告実績

相続税関連の相談は26,000件超、申告は9,000件超。全国でもトップクラスの数字は、ランドマーク税理士法人が相続・事業承継のスペシャリストとして高い支持をいただいている証です。令和5年は1,116件の相続税申告のうち、税務調査を受けたのは1%以下。申告書類の品質、税務署からの信頼を物語る確率です。

社会人大学院進学サポート制度

税理士試験が科目免除となる大学院への進学サポートが社内制度として確立。会社が学費全額を負担する企業派遣により、最大3科目免除を活用して最短距離で税理士になる道を用意しています。「社員全員を税理士にする」これが私たちの合言葉です。2025年現在、複数名の社員が企業派遣で大学院に通学しています。

年間200回超のセミナーを実施

社外向けのセミナーや研修、勉強会を累計3,000回以上も実施。これに加えて、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアをはじめ、インターネットや出版物などのメディアを通して情報を発信しています。常に最新情報をアウトプットし続けることも、業界のリーディングカンパニーとしての責務だと考えています。

首都圏に広がるネットワーク

東京・神奈川・埼玉・千葉の首都圏各地に15の拠点を展開。この強力なネットワークにより、あらゆるお客様のニーズにスピーディにお応えしています。さらに全拠点に相続の無料相談窓口である「丸の内相続プラザ」を併設。相続に関するお悩みをお気軽にご相談いただける体制を整えています。

法人概要

設立	1997年10月	事業案内	相続・事業承継対策支援、相続手続き支援、相続税申告、資産税コンサルティング、税務調査対策支援、決算、確定申告(個人・法人)、セミナー開催
代表者	清田 幸弘 (セイタ ユキヒロ)		
社員数	550名(2025年1月6日時点)		
本社所在地	〒100-0005 東京都千代田丸の内2-5-2 三菱ビル9階		

募集要項

雇用形態：正社員(総合職・一般職) 募集職種：税理士業務 (変更の範囲)当社業務全般(本人の希望を考慮)※長期勤務者希望
採用予定人数：10名 給与の決定方法：資格・能力・経験により優遇

総合職・一般職		応募資格／短大・専門学校卒以上、税理士以外の資格者も歓迎	
給与	【大卒】月給26.1万円～	(固定残業代3.4万円～、20時間相当分を含む。20時間超過分は別途支給) (基本給22.7万円～、試用期間も変更なし)	
	【専門・短大卒】月給24.2万円～	(固定残業代3.2万円～、20時間相当分を含む。20時間超過分は別途支給) (基本給21万円～、試用期間も変更なし)	
勤務時間	8:30～17:30 実働8時間、休憩60分 残業あり(月平均17時間) ※水曜日はノー残業デー		
休日・休暇	完全週休2日制(土・日)、祝日、夏季休暇、冬季休暇、慶弔休暇 有給休暇、出産・育児休暇、年間休日126日		
昇給	年1回(7月)	賞与	年3回(3月、6月、12月)
諸手当	時間外手当(1分単位で全額支給)、新規開拓手当 資格手当(※下記参照、社会保険労務士、FP、宅地建物取引士、中小企業診断士等、1つにつき月額3,000円) ※税理士・公認会計士 月額50,000円、税理士1科目につき 月額10,000円、行政書士 月額10,000円、家族手当、住宅手当		
福利厚生	社会保険完備、交通費全額支給、スポーツクラブ・リゾートホテル会員権、退職金あり		
期間の定め	なし		
試用期間	あり(3ヶ月)。試用期間も労働条件に変更なし。		

交通	ランドマーク税理士法人 【東京丸の内事務所】JR・東京メトロ丸ノ内線「東京駅」より徒歩3分、【新宿駅前事務所】各線「新宿三丁目駅」より徒歩2分、JR「新宿駅」より徒歩5分、【池袋駅前事務所】JR「池袋駅」より徒歩3分、【町田駅前事務所】JR横浜線「町田駅」ターミナル口より徒歩1分、【タワー事務所】JR京浜東北線「桜木町駅」より徒歩5分、【横浜駅前事務所】各線「横浜駅」より徒歩3分、【横浜線事務所】JR横浜線「中山駅」より徒歩12分、【新横浜駅前事務所・銀洋新横浜駅前事務所】各線「新横浜駅」より徒歩1分、【武蔵小杉駅前事務所】JR・東急線「武蔵小杉駅」より徒歩1分、【大宮駅前事務所】JR・東武野田線「大宮駅」より徒歩3分、【新松戸駅事務所】JR「新松戸駅」より徒歩2分 ランドマーク行政書士法人 【湘南台駅前事務所】各線「湘南台駅」より徒歩2分、【鴨居駅前事務所】JR横浜線「鴨居駅」より徒歩4分、【朝霞台駅前事務所】JR武蔵野線「北朝霞駅」より徒歩3分、東武東上本線「朝霞台駅」より徒歩3分
	勤務地(事業所) ※グループ含む
下記いずれかの事業所に配属、または異動の可能性あり ●東京都千代田区 ●東京都新宿区 ●東京都豊島区 ●東京都町田市 ●神奈川県横浜市西区 ●神奈川県横浜市緑区 ●神奈川県横浜市港北区 ●神奈川県横浜市都筑区 ●神奈川県川崎市中原区 ●神奈川県藤沢市 ●埼玉県さいたま市 ●埼玉県朝霞市 ●千葉県松戸市 [受動喫煙防止措置] 各勤務地ともに屋内禁煙	

応募方法

まずは弊社リクルートサイトよりエントリーしてください。

エントリーはこちらから。
ご予約の上ご参加下さい。



直接応募される方

履歴書・職務経歴書等を以下の送付先にお送りください。
書類選考を通過された方について、面接・筆記試験等の選考の日時を案内させていただきます。
〒100-0005
宛先 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階 ランドマーク税理士法人 採用担当

採用までの流れ

- 1 エントリー (履歴書提出による書類選考)
- 2 一次選考 (筆記試験・適性検査・面接)
- 3 最終選考 (代表税理士 清田の面接)
- 4 内々定 (選考期間はエントリーから約1ヶ月を予定しております)